

平成25年白老町議会建設厚生常任委員会協議会会議録

平成25年 2月15日（金曜日）

開 会 午前10時02分

閉 会 午後 0時04分

○会議に付した事件

1. バイオマス燃料化施設について

○出席委員（6名）

委員長 西田 祐子 君	副委員長 広地 紀彰 君
委員 氏家 裕治 君	委員 大淵 紀夫 君
委員 松田 謙吾 君	委員 及川 保 君
議長 山本 浩平 君	

○欠席委員（1名）

委員 吉谷 一孝 君

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	白崎 浩司 君
生活福祉部長	須田 健一 君
生活環境課長	竹田 敏雄 君
生活環境課主査	本間 力 君
生活環境課主査	湯浅 昌晃 君

○職務のため出席した事務局職員

参 事	熊倉 博幸 君
書 記	小山内 恵 君

◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより建設厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午前10時02分）

○委員長（西田祐子君） 本日の協議事項は、バイオマス燃料化施設についてでございます。本日は白崎副町長を初め、須田生活福祉部長、竹田生活環境課長、及び担当職員の方にご出席いただきまして、この件につきまして協議をしていきたいと思っております。

まず、本日の進め方なのですけれども、2月22日に全員協議会がバイオマス燃料化施設についてということで行われことになりました。前回の協議会の中で、検討委員会の報告などをいただくということになっていたのですけれども、22日にも全員でまた同じ説明を受けるということでございますので、できましたらその部分を省きまして、1週間前に資料をいただいておりますので、本日の建設厚生常任委員の皆さんはその資料に基づいての質問とか、それからまた建設厚生常任委員会として9月と12月に出ささせていただきました報告、委員会としての意見、それにつきましての町側の説明、それらをいただきまして、委員会としての一つのけじめというものをつけさせていただければと思っておりますので、皆さんいかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。もっと違う方法がございましたらご指摘いただければと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） 特にご意見がないようですので、そのような形でさせていただきますと思っております。

まず、担当課のほうから資料なり何かご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

白崎副町長、よろしくお願いたします。

○副町長（白崎浩司君） おはようございます。きょうはお時間をいただきまして本当にありがとうございます。きょう、今後のバイオマス燃料化施設の運営方針ということを常任委員会にご説明をして、22日に全員協議会で再度また全員にご説明いたしたいというふうに思っております。今西田委員長のお話のとおり重複するということもありまして、きょうの部分については今までの委員会の検証を含めて意見の交換ということになります。私どもこの燃料化施設につきまして、今まで計画どおり進んでいないというようなことの検証を含めて議会、そして常任委員会とも協議をさせていただいております。委員会の中でも途中に、いわゆる課題の検証報告ということで中間報告をさせていただきました。その報告とはまた別に、このバイオマス燃料化施設の運営に対しての検証ということも、その所管事務調査の中で説明、あるいはご意見も伺っております。現状を踏まえながら、私ども今後この施設の運営をどう持っていくかというようなことを、今回ある程度の方針を皆さんにご説明し、ご意見をいただいた中でその方針をまとめていきたいというふうに思っております。

そういう中で、前段では民間を入れたこの施設の改善計画検討委員会を設置し、この2月に

その委員会からの報告書を受けております。そういう中で、そういう方策を踏まえて今後の運営方針をというようなことで考えておりました。今回まとめたものも、現状と、それとバイオマス施設の検証の結果ということで、今までご指摘を受けているとおり、またご説明しているとおり、当初の目的の一つである経費の削減ということには決してその数字の達成ができなくて、逆に経費が増大しているというような状況から、今後どのような運転方針を持っていくかというようなことを町のほうでもまとめ、また皆さんの意見を聞いた中で今後それを整理していきたいというふうに思っております。

きょう、今までの経過を含めてそういう説明をと思いましたが、22日の全員協議会で改めてまたそこら辺の説明をさせてもらいたいというふうに思っております。西田委員長の先ほどの冒頭の説明のとおり、今までの所管事務調査のご意見、それから町側の説明を踏まえて、そういう意見の交換をするというようなことなので、私どももこの後ご質問を受けながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（西田祐子君） 担当のほうから何かありますか。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） まず、申しわけございませんが、本題のバイオマス燃料化施設の問題ではなく、先に1件ご報告させていただきたいと思えます。

昨日、2月14日の11時ころ、ごみ収集委託の白老地区の不燃ごみ及び環境衛生センターの中継ごみを登別市の広域の施設に搬送途中で、その収集車から出火するというようなことが起きてございます。経過としては、集めたごみを登別市へ持って行く途中で運転手が収集車から煙が出ているのを確認して、安全なところにまず停車をして消火をするということから、最終的に北吉原のケイホクのところに停車いたしまして、消防を直ちに呼びまして消化活動に当たったということで、車両火災は無事特に問題はなく、車両に一部被害はあったものの人等に影響なく消化したということになってございます。これに伴いまして、収集については代替車両等によって対応するというので、特に大きく支障が出るというふうには考えてございません。

出火の原因でございしますが、これについては、多分、まだ想定でございしますが、おそらくきのう私も目で見てきましたが、ごみの中にはたまたまガス、オイル等とライターと、そういった出火しやすい物が一緒になったものをごみの中から確認して、そこが燃えているというような状況も確認できてございますので、いわゆる排出禁止物のごみ、町民のごみの出し方のマナー違反等によって火災が発生したのかということで原因を考えてございます。

それらも含めて町としては至急町民に対してまた排出の徹底をお願いしていきたいというふうに考えまして、また収集する際にもこういった事故が起きないように再度積み込み等の確認をできるだけ綿密に行って万全な体制で収集を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上、そういうことがございましたので、ご報告させていただきたいと思えます。

○委員長（西田祐子君） 出火ということなのですけれども、オイルとガスライターなどが混ざっていたということよろしいですか。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） ごみ収集車の中を開けて確認した中で、そういうものが出てきたということです、そのもの直接がどうかということではなく、やはり巻き込みした際にそういったものがつぶれてライターも、ごみが圧縮されることによって押されて、そういうものガスが出て中で発火したのではないかという想像はできるのですが、きちんとどういう原因かということにはまだ至ってございませんが、おそらく一般的に収集車の火災事故については、原因としてはそうだろうということで考えてございます。ですから、やはりこれを未然に防止するというのは住民の排出指導を徹底しなければならないのかと。さらに徹底して行っていかなければならないのかと考えていますので、その辺の対策を今後講じていきたいというふうに思っております。

○委員長（西田祐子君） 今の件につきまして、皆さんから何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、住民の方への、またごみの収集に当たってのそういうような啓蒙活動をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、竹田生活環境課長から特にございませつか。バイオマス燃料化施設のその後どうなったのかということもまだ決まっていますか。火災になった後の方向性についてはまだ決まっていますか。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 火災の関係についてご説明したいと思います。火災の復旧に関しましては、22日に本会議の中で補正予算を提出させていただきたいと考えております。被害額については、260万円ほどの補正ということになります。補正後に即座に契約をしまして復旧工事に入るといった形になります。多分3月の中ぐらいで稼働が再開できるような日程で今後進めていきたいというふうに考えています。ただ、その前に火災でモーターだとか機器類が水をかぶっていますので、その部分に対する清掃というのは先に進めさせてもらっているという状況になると思います。

以上です。

○委員長（西田祐子君） ありがとうございます。バイオマス燃料化施設の乾燥機の火災の処理につきまして報告がありましたけれども、皆さんから特にご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、また何かありましたら、その補正予算のときにまた質問ができるかと思ひますので、そのときよろしくお願ひいたします。

今後、全体について協議していきたいと思ひております。皆様方からこれまでの経過を踏まえていろいろご意見をいただきたいと思ひますので、先に私のほうから言わせていただきます。

まず、9月の報告のときに委員会から何点かの指摘をさせていただいております。4番目の町民に対する行政の説明責任、5番目の行政の議会に対する説明責任、6番目の保証期間の取り扱い、7番目の行政の責任、8番目の委員会の見解。これらを私ども報告させていただいて

おります。昨年 12 月の委員会で報告させていただきましたことは、意見といたしましては、やはりスピード感を持ってある程度 25 年度予算で削減できるようなものをつくっていただきたいというような報告をさせていただいております。これにつきまして、もし町側のほうで見解がございましたらお伺いしたいと思います。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 私のほうから予算の関係についてご説明したいと思います。この後、運営方針の中に合わせて平成 25 年の燃料化施設関係の経費の推移ということで今回資料をつけさせていただいております。これはあくまでも試算なのですけれども、資料の A 3 の 2 枚、ここに予算関係の試算をつくって今回ご説明しようというふうに提出させていただいております。これは先に説明しますか。

○委員長（西田祐子君） 続けてください。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） では、先に今言いました A 3、2 枚の資料をご説明させていただきたいと思います。これは燃料化施設の平成 25 年の運転の関係の試算でございます。これは、まず 1 年間あるごみを、仮に 10 月に一部を登別のクリンクルセンターにお願いしたという過程の中での試算があります。それから、その 10 月に一部をクリンクルセンターにお願いするということと合わせて稼働体制を変えるという試算をしております。今 24 時間体制でのごみ処理をしておりますけれども、10 月から 16 時間、2 直ですね。今 3 直で動かしているものを 2 直で動かしたときの試算をさせていただいております。それぞれ 10 月以降のかかる経費、10 月以降にできる燃料の量、これらを試算しまして資料として提出させていただいております。

1 枚目のほうなのですけれども、上のほうにごみの量を記載しております。表の 1 は平成 25 年度のごみの量になります。これは推定ですけれども、全部で約 7,500 トンのごみが白老町から発生します。そのうちクリンクルセンターに行っている部分とバイオマス燃料化施設で処理をしている部分というふうに分かれてきます。今の方法からいきますとクリンクルセンターで処理をしている部分が燃えないごみだとか、瓶、缶、それから粗大ごみというふうになります。これが約 800 トン 1 年間にございます。燃料化施設のほうは、可燃ごみと食品加工残渣とペットボトル、これらを処理しております。これが約 6,600 トンの処理となっております。これが 25 年度の予定されているごみ処理の体系です。

これが先ほど言いましたように 10 月に移行したときにどのような推移になるかということになります。10 月に仮に 1 番右側の表の 3 のところにクリンクルセンターとありまして、真ん中辺に少し太めに四角で囲っていますけれども、1,194 トンという量があります。これは事業系ですけれども、この 1,194 トンを登別市に広域処理場合の試算という形になります。それ以外の燃えるごみにつきましては、燃料化施設で処理しているとなった時点で 16 時間稼働という形になります。それが、ごみの 10 月以降の流れということになります。ですから、10 月までは今までの 24 時間体制でごみの処理をしていくということになります。

次に、広域処理の経費を 2 というところで試算しております。表の 4 が平成 25 年度で従来ど

おり動かしたときの経費、負担額が記載されております。表の4の1番下に約5,400万円という数字がございますけれども、これが平成25年度で予定されている処理額になります。

表の5につきましては、8月で切りかえた場合の試算になります。これと対比するためにその横に10月分を載せています。10月分につきましては、表の6のところにございまして、今までの不燃ごみの処理経費プラス、先ほど言いました可燃ごみの1,194トン分の処理費が加算されます。ですから、その1,194トン分が金額として3,342万円ほど試算されます。これを足した金額が表の6の1番下にございますけれども、8,800万円と試算されてきます。ここの部分なのでございますけれども、可燃ごみの処理単価は推定値でございます。トン当たり2万7,990円という可燃ごみの処理単価で仮に試算させていただいております。先ほど言いましたように8,800万円ほどが負担金ということになります。

それと、下のほうに表の7ということで、今度は焼却灰、灰が出てきますので、その処理費を記載させてもらっています。1つが不燃ごみの焼却灰、不燃ごみの中から可燃ごみが出てきますので、それを焼却したときの灰の処理があります。それが約200万円。それから、新たに10月から持ち込んだ1,194トン分の灰が約10%発生するだろうという計算で、約160万円が新たにかかりますという形になります。これと先ほどの8,000万円を合わせますと、10月で切りかえた場合の広域処理の負担額が9,100万円になるという試算でございます。これがまず広域処理として10月で切りかえた場合に発生する金額ということになります。

次のページになりますけれども、今度は燃料化施設の経費になります。それが3つに記載されております。先ほど言いましたように燃料化施設を24時間から16時間体制に変更いたしますということで、今17名いる方を13名に変更したという試算をしております。そういった条件で、それからプラスその右のところに条件を3つほど書かせてもらっていますけれども、主にこの3つの条件で試算しております。

それから、①に書かれていますけれども、まず分別を変えたという設定です。1つが生ごみと、それからその他の燃えるごみという、仮にこういう2つに分けて、生ごみについては水洗浄、水で洗うという従来の方法を取りますということになります。それから、それ以外のごみについては、高温高圧はしますけれども、その後に出てくる生成物を直接燃料にしていくと。こういった手法で燃料をつくっていく試算をしております。この部分については、検討委員会の中で出てきている部分になります。

こういった形で、10月切りかえで運転していくと、上のほうにございまして、2億2,534万7,000円という金額になります。

次に、4つ目ですけれども、その経費を集計して平成24年度の予算額と対比したものでございます。表の8が平成24年度の予算額になります。上のほうが登別市との広域処理の負担金、下のほうが燃料化施設の運営経費ということになります。合わせますと2億9,800万円、①というところを書いてありますけれども、これが今の24年度の計算でございます。これを10月で切りかえた場合の金額が表の9ということになります。上が広域処理の負担金の経費、金額として9,100万円でございます。対比をしますと4,100万円ほどの増という形になります。

次に、燃料化施設の運営経費ですけれども、10月に切りかえた場合には2億2,534万7,000円、2,200万円減という形になります。ただ、トータルすると25年の10月に切りかえた場合には3億1,700万円ほどの試算になってしまいます。ですから、24年と対比した場合につきましては1,800万円ほどの増という試算結果になっております。

次に、5番目として今度は収入の部分になります。収入の部分につきましては、同じような方法で24年度の収入額に対して25年10月で切りかえたときの金額を記載させてもらっています。24年度の予算ベースでは、収入としましては7,000トンの生産で約4,000万円、それと、食品加工残渣の処分手数料が630トンに対して630万円という収入額を予算計上しております。対して平成25年10月に切り替えた場合につきましては、固形燃料につきましては4,800トンに生産が落ちる形になります。ですから金額としましては2,772万円、差し引きしますと1,200万円ほどの減という形になります。それから、食品加工残渣につきましては318トンという形になります。金額にして318万円ほどなので、対比すると約300万円の減という形になります。合わせますと、収入としても1,500万円ほど減になるという試算になります。これが平成25年度分の今の段階での試算になります。

その下に平成26年度の見込みを試算させてもらっています。平成26年は4月から、当初から16時間体制で、13名で2直の運転という形で試算したときにどうなるかということで記載させてもらっています。同じような方法で、可燃ごみは、今度は4月からなので、量としましては約2,300トンの処理ということになります。これを広域処理したときの試算をしております。可燃ごみの分としまして2,300トンほど処理をしますと6,400万円という金額になります。その他のごみというのは従来の不燃ごみになります。これが5,459万ほど。それから、灰の処分につきましては約530万円。これらを足しますと、平成26年度の試算では1億2,400万円ほどの負担額になっております。

これに対しまして、先ほどご説明しました燃料化施設の運転体制を変更した場合の経費が1億9,600万円ほどかかりますということになります。これを足しますと、下のほうに3)ということで、24年度との対比をしております。24年度と対比すると、26年度につきましては広域と、それから燃料化施設を足しますと、表の13のところに書いてありますけれども、3億2,100万円ほどの経費になるということになります。ですから、24年度と対比した場合につきましては2,270万円ほどの増という形でございます。これが25年度の推定値と対比しますと、さらに約400万円の増という試算でございます。

それから、下のほうにいきますと、今度は収入を記載させてもらっています。収入につきましては同じような方法で計算しまして、24年度と対比した場合ということになります。生産量につきましては、26年度につきましては3,900トンほどという形になります。

表の15のほうに量が出ております。3,900トンの固形燃料を生産するという形になります。今度は食品加工残渣がゼロということになっておりますけれども、16時間稼働をした場合に、今の段階なのですけれども、今の段階で食品加工残渣の全量が処理できないということになってきますので、計算上では今ここではゼロという使い方をさせてもらっています。その部分の

収入がなくなりますので、固形燃料の収入だけで2,200万円、対比してしまいますと2,400万円ほどの減という形で、現在25年の10月に切りかえた場合と、それから、26年の見込みというところで現在試算した資料でございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 私のほうから、町民に対する行政からの説明ということで、一応今町のほうでは3月号の広報で改善計画検討委員会の報告内容をまず住民にお知らせするというところで考えてございます。4月号ではこれまでのバイオマスの検証等を含めた今後どういうふうにしていくかと、方針を含めて住民説明という形で、内容を広報でお知らせしたいと。

それと、これからさまざまなコスト削減等の対策を講じていくわけですが、その中の一つとして、今塩素対策として分別の見直し等も検討してございます。その中で、今考え方としては、その効果等を確認した上で最終的に変更する必要があるということで、モデル地区を拡大しながら、実際の改善計画の検討委員会の中でもモデル地区で分別していただいて、そういう効果の確認をしてきましたが、実際にそれをさらにもう少しきちんと検証をしながら最終的に変更をまとめたいという考え方でございますので、その中ではモデル地区の拡大を図りながら進めていきたいということがありますので、そういった機会にまたご説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（西田祐子君） 済みませんけれども、今は収入不足となった原因と、これからの収入についての方向性みたいなものが示されて、また町民に対する行政の説明責任ということまではいったのですけれども、保証期間の取り扱い、行政の責任、それから議会からの見解というものについての町側のまとまったお考えはございませんでしょうか。前回の委員会協議会のときに、お示ししていただけたということだったのですけれども、それについて理事者側からございませんか。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） まず、行政の責任ということの中では、この後白崎副町長のほうからお話をさせていただきますが、そのほかのことについては、結果としては、バイオマス燃料化検証で中間報告という形でご説明をさせていただいた内容で、基本的には、最終的にそのときにご説明させていただいたとおりのことになるということで判断をさせていただきます。

なお、もろもろのいろんな当初の計画でございますが、基本的には当初始めた基本の理念、例えば二酸化炭素の削減だとか、最終処分場の延命化だとか、それからリサイクル率の向上、こういうものの効果というのは基本的にはあるというふうに認識してございますが、これまでのいろんな問題を検証した結果について、最終的にはまず一つは経費の増大につながってしまったという事実の認識をさせていただいていると。

それと、これから検証をしていった中で最終的に当初の計画どおり進めることは見込めないと、当初計画の目標はもう見込めないと判断に従いまして、22日に詳細を説明させていただくということになりましたので、それらを踏まえた中で今回方針を決めさせていただいたと

いうことでございます。

○委員長（西田祐子君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 西田委員長、今のお話の中で、前回の所管事務調査の中間報告に行政の責任というような項目があるのです。従前から議会等々の協議というか、やり取りの中で行政の責任というお話がございました。従前から、この事業をどう方向性を持って遂行していくかと。それから、こういう今おかれたような状況を打破するためにどのような方向性を持って、責任を持って、この事業をどう判断するかということが、今行政がしていかなければならない、それが責任だというようなことでお話をさせていただいておりました。

まずは、この事業、説明のとおり先ほどの目的を持ってやっているというようなことについては、今もってその理念は変わっておりませんが、いかんせんその目的の一つである経費の削減という部分については、その数値が見込めないということで当初計画が大きく崩れているということに対しての責任は十分あると思っています。そのことをどういうふうに今後方向性を定めた中でこの施設を運営していくかというのが、私どもにおかれた今後の責任だというふうに思っております。もろもろの中で財政に与える影響、あるいはこれまでスムーズにいかなかったことの影響に対して、先般給与削減というような中にそういう責任も含めて給与削減をさせていただきましたが、それだけではなくて、やはりこの事業をどういうふうに持っていくかというのが今おかれた責任だというふうに押さえております。

以上です。

○委員長（西田祐子君） ありがとうございます。

委員の皆様方からご質問を受けたいと思います。済みませんが、本日は余り細かいことについてではなく、具体的にわからないところのみお願いしたいと思います。

広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） 広地です。まず、資料の提出ありがとうございました。これを拝見する限りにおいて質問させていただきたいのですけれども、まず、端的に言って2点あるのですけれども、きょう出していただいたA3の資料の2枚目、平成24年度との対比という部分です。これは平成24年度との対比という資料で、この24年度の経費と26年の経費、これはつまりバイオマスを、これまでどおり従来使っていた部分と、完全にクリンクルセンターに事業系ごみも移行した場合という部分の対比ということでまず認識は間違いがないかどうか。

○委員長（西田祐子君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 先ほどご説明させていただきました資料につきましては、全体の広域処理対バイオマス燃料化施設の運営経費プラス、今お願いしている部分も含めた中で対比ということでございます。

広地副委員長が言われているとおりです。

○委員長（西田祐子君） 広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） 広地です。わかりました。であれば、この資料だけを見ると、平成26年度になるとクリンクルセンターさんに対する事業系ごみを中心とした搬入の増により、

バイオマス燃料化施設のほうの経費が削減されるとはいえ、結局対比で差し引きすると経費が2,200万円ふえると。そして、収入のほうは2,400万円減るといふことですね。ということは、実績の負担額は4,700万円近くなくなってしまうということになるのでしょうか。

○委員長（西田祐子君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 支出のほうで2,200万円、それから収入のほうで2,400万円なくなるということですので、合わせますと4,600万円という数字になります。24年度と対比した場合です。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 最初に西田委員長が言われたのは、この以前に配られた検討報告書に対しては質疑がなくて、後で質問を受けますというふうに言われました。そのことについては納得したから何も言わなかったのだけど、これはきょう配付されたものですね。我々が所管事務調査で取り上げているのです。だから、今のような議論をするのであれば、この説明を受けなかったら何もわからないで説明を受けていることになるでしょう。ですから、やはり建設厚生常任委員会が所管事務調査で取り上げているのだから、この検討報告書については質問なら質問だけでも事前に配付されていますから結構です。だけど、きょう配付されたものはきちんと説明を受けないと何を言っているのか何もわからないでしょう。だから、やはり建設厚生常任委員会の協議会なのですから、この説明を受け、これについては質問だけでもいいですというふうな取り扱いなのかと私は思ったのです。だから先ほど何も言わなかったのです。だけど、このことの説明がされなくて、これだけ説明されても何もわからないでしょう。だから、やはりこの説明の、これがこの説明資料の本題なのだから、それを受けた上でやらないと建設厚生常任委員会として結論を出すときは出せないです。22日の委員会協議会だけ聞いてもどうにもならない話になりませんか。私はそういうことで認識していたものですから、そういう形で、こちらの質問を受けないのはいいです。質問というか、説明はいいです。だから、これは質問だけ受ければいいと思います。この報告は。ただ、こちらの資料についてはきちんと説明を受けた上で、この資料の説明を受けないと何を言っているのか何もわからなくなりませんか。私はそういうことで認識していたものだから、そういう運営の仕方かと思ったら、全部がそうなるというのはちょっと納得できないので、この説明をきちんとしてもらって、これは西田委員長の報告どおりでいいですから、そういう形で議事運営を進めていただきたいと思います。

○委員長（西田祐子君） 今大淵委員からそういう意見が出ましたけど、私委員長といたしましては、本日いただきました資料については委員の皆様方は熟読していないので、もしわからない点があったら質問だけさせていただいて、その内容については22日に改めてきちんと質問をされたほうがいいのではないかと感じておりました。ほかの委員さんはいかがでしょう。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。当然、今一番重要な中身というのはこれなのです。だから、きょう資料の説明を受けて中身をきちんとわからないと、建設厚生常任委員会の所管事務調査を3月議会にするとしたら、私は本当に、これはきょう説明を受けないと全然意味がない。説

明を受けた上で質問するというなら話はわかりますけれども、これは事前に受けているから当然そうです。だから、そうでなかったら建設厚生常任委員会の進め方としても私はおかしいのではないかと思いますけど。

○委員長（西田祐子君） 済みませんけれども、これは建設厚生常任委員会ではなくて協議会なものですから。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） だから、その後にこの結論を出すでしょう。我々所管事務調査で取り組んでいる中身のことをやるのです。

○委員長（西田祐子君） 報告は必要ないと思いますけれども。協議会としては出せるものではないと思うのですけれども。委員長としてはそう思っていましたけれども。

広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） 今ほかの委員からもあったとおり、いただいた資料が今後の運営の効果にかかる部分であるということがあったので、これがわからないと今後の全員協議会に対してわざわざこの委員会協議会を開いた意味がなくなってしまうという意見だと思うのです。それで、私が最初に西田委員長と打ち合わせをさせていただいたときに、今回は委員会ではなくて協議会ですので、あくまで委員個人で尋ねたいことを、ただしこれまでの所管事務調査も長くありましたので、そこでまだ解決しきれていないと認識されている委員さんもいるだろうから、だから今責任問題の話も出ましたけれども、各個々の委員においてそういった今までの所管の流れ、そしてきょう出していただいた部分、そして責任問題も含めたそういった部分で、わからないことがあったら委員個々の質問はこの場の中ではしてもいいのではないかという話を今いただいたので、私は今運営責任を果たしていきたいという、この考え方は理解できています。ただ、その運営責任の一環として、端的に言えば今回の資料だけ見る限りにおいては、ただ単にクリンクルセンターに行って、経費が4,700万円ほどふえますということであれば、それで、そういう質問をしたのです。そういったような責任の問題は西田委員長からあったので、運営責任において今果たしていきたいという話があったので、では、けどこの資料を見る限りにおいては残念ながら運営として何千万円も経費がふえてしまうだけではないかという話をしたかったのです。ただ、今大淵委員のほうからもあったとおり、この示していただいた運営方針というのは今までの所管事務調査の流れや、あと基本的にバイオマス燃料化施設を安定稼働していこうという方向性とは大きくかじをきっている部分がありまして、これを理解できないと、その運営責任が云々だとか、そういった部分を含めてまたこの協議会の意味がなさない部分になってしまうと思うのです。ですので、私も今ほかの委員さんからもあったとおり、この経費の試算のほうは今説明をいただきましたけれども、この運営の基本的な考え方についても説明をいただいて、あとは所管事務調査でそれぞれ今お持ちになっている課題もあるでしょうから、そういった部分も含めてわからない点だけまづはきちんと所管をとっている委員会の委員として、それぞれで質問していけばいいのではないですか。だから、これも説明をしたほうがいいということです。

○委員長（西田祐子君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） 私は今までのバイオマス事業、言うなれば17年から始めたこの7年間です。このバイオマス事業が始まって。これの検証をこの間委員会として9日間したのです。それから、その事業が実行された21年からの4年間、これが先ほど白崎副町長の言った収入不足やいろいろなことが問題になってきたのだと。このいろいろなことの問題がバイオマス検証報告書ということで行政のほうでしましたね。中間報告ですということで議会にしましたね。私は、前から言っているのですが、やはり町が示したこの検証報告書、それから議会がバイオマス全体の検証をしなければならないということでしたのです。言うなればうまくいかなかったから。ここのけじめがついていないのです。けじめがきちんと。だから、大事なのは、このけじめをまずきちんとつけて、それからこの間のバイオマス検討委員会、それから次の段階に行く広域処理、言うなればこの質問はそれからの問題だと。ですから、私はきょう何も言わないでこう言っているのは、言うなれば22日にもまた全員協議会がありますね。ここでこの説明を一生懸命したり、それから検証委員会の説明をしたりしてもらっても、1時間以上もきちんとやったらかかると思うのです。また22日にやりますね。今度は全員で。もちろんしくはいけないです。きょうと同じようなことを。ですから、私はきょうの説明は受けてもしようがないと今腹の中で思っていました。

大事なことは、やはりきちんとした今までのこの7年間、このグリーンビジネスを始めようとしたときからの、それから実際21年から事業をやってきた、この4年間のありさまをきちんとやはり検証して、その検証をしてきたわけです。この報告をきちんとけじめをつけて、ざっくりばらんに言うと、この9年間を含めてまちのほうに1回ごめんなさいと言いなさいと、こう言ってきました。そうして、ごめんなさいと言えればけじめをつけようと、これをずっと言ってきたのです。これがまだなされていないのです。ですから、22日に全員協議会を開くのであれば、この席でやはり行政側が町民向けに、議会向けにごめんなさいという言葉を一言言うと。これはけりが決まるのです。それからここのほうに入っていくべきだと、今後どうするかという段階なのです。私はそう思っていたものですから、今のあちらもこちらもいったりして、これも私は今聞いても正直言ってさっぱりわかりません。ですから、私はやはり1回、委員会というのはもう議会に報告していますから、もう委員会ではなく議会なのです。その委員会にやはりきちんとしたけじめをまず町がつけることだと。これを、できれば22日に全員協議会があるわけですから、私はここから、このときに新しい町長がごめんなさいという言葉で1回使って、1回けじめをつけて、それからやはりこれに入っていくべきだとずっと思っていたのです。

西田委員長、私はそう思うのですが。

○委員長（西田祐子君） 松田委員から今のようなご意見が出ました。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 全くそのとおりで、いいですか、議会は12月議会の前に政治責任を取りなさいということをごきちんと町側に伝えているのです。全くそのとおりです。そのときの我々の議論はどうだったかということ、こういうことなのです。それをすれば検討委員会に対しても

議会はこうやったほうがいいとか、ああやったほうがいいという意見を出しますということの中で確認されているのです。だから、そのところは、今松田委員の言うとおりで。我々は12月の議会に町の政治責任をきちんとしてくださいという報告をしているのです。その意味は、今言った意味です。ですから、私はこういうことが出るのであれば議会の意見はこの中に盛り込まなければだめだと私は思っています。こういうことがされるのであれば。

ただ、全員協議会の中で報告されても私は納得できないし、これは松田委員に反論するのではないけれども、私は22日ではなくて早いほうがいいと思うけれども、全員協議会の中で町長が謝っても私はだめだと思っています。はっきり言えば定例会、本会議の中できちんと謝るかどうかわからないけれども、態度表明をしていただくというふうにしなないと。全員協議会の中ではだめだと、はっきり私はそう思っています。

ですから、そういうことを、議会の態度がはっきりしていて前提条件にしながら、ここでこういうものが出来たときにやはり議会の意見をきちんと反映できる、そういうふうにしなないとまた同じことになってしまうのではないかという危惧があるから私は言っているのです。その話はもう議会側としては6月から12月までの建設厚生常任委員会の所管事務調査の中で嫌になるほど議論した中身ですから、あれはその結論なのです。私はやはりそういう上に立って、今松田委員のおっしゃるとおりで、そういう上に立ってこれが出てきて、広地副委員長が言ったように大きくかじをきる中身なのに、全然中身、こちらの説明も受けなくて議論してもしょうがないのではないかと思うのですけど。私の考えはそういうことです。

○委員長（西田祐子君） 及川委員。

○委員（及川 保君） おくれて出席しましたので前段はわからないのですが、私も今回の改善検討委員会、この検討委員会の報告がきょうなされるということで認識していたのです。それが、西田委員長がたまたま途中から何か別の資料の報告をなささいという話だったので、西田委員長がたまたま途中から何か別の資料の報告をなささいという話だったので、今お二方の委員のおっしゃっていることは全くそのとおりでありまして、この検討委員会の報告をきちんとされて、それで改めて所管の建設厚生常任委員会が町の今後のどうあるべき姿、このバイオマスについての姿をきちんとこの委員会の中で、協議会ではなくて委員会の中で報告するというのであれば私は問題なかったのですが、きょうの検討委員会の報告の結果をこの場で委員会に報告するのだということで私は認識していたものですから、私も今のお二方の委員の意見には全くそのとおりだというふうに実は認識しております。ですから、この進め方はこれからどういうふうにするかわかりませんが、ここで決定するかわかりませんが、ぜひその方向できちんとけじめをつけて、この報告、検討委員会というのはずっと我々がやってきた所管事務調査と平行して実はされてきているのです。その流れも全然見えておりませんから、きょうのこの協議会というのは、この報告をしっかりと我々が受けて、それで終わるべきものだとは私は認識しているのです。それで、先ほどされた今後のバイオマスの運営の試算を含めてきちんとした委員会の中でやるべきだと私はそういうふうに認識しております。

○委員長（西田祐子君） 氏家委員はいかがですか。

○委員（氏家裕治君） 前回渡されている資料に関しては多分皆さん大体は目を通してこれらしていると思いますから、もし言えるとすればその部分の意見だと私は思っていました。

ですから、今回いただいているこの資料というのは、バイオマス改善検討委員会が設置されて、その考え方に基づいて今後の運営の考え方というのが案として出されているわけですから、これをきょうもらって、ではこの説明をまず受けることが私は大事なのではないかと。それに対しての意見なんて今ここで言えないでしょう。きょうもらった資料に対して何の勉強もしていない中で、説明を受けて簡単に質問はできません。だからそれは、22日の全員協議会の中でしか話ができないだろうと。だからきょうは、もし受けるのだったらこの説明だけを受ければいいのではないかと私はそういうふうに思っていました。

○委員長（西田祐子君） 山本議長はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 私も、これは当然、きょう委員会協議会を開くという内容については、町側の説明があるから協議会が開かれているというふうに初めから認識してございました。当然、それを聞いた上で委員会の皆さんのいろいろなご意見もありますでしょうし、また、22日も全員協議会を開くというような内容になっておりますので、当然これはこの説明を聞かなければ次にいけないという認識をしていました。

また、前回これは非公式でしたけれども、西田委員長のほうから全員協議会を開くというときに、全員協議会が開かれるということを知っていなかったというお話もございました。ですから、今まで非常に長い時間建設厚生常任委員会が所管を、この大きな問題を取り上げてきたわけですから、今回二段構えに、まず委員会協議会を開いていただいて、それから同じ内容になるかもしれませんけれども、二段構えの中で全員協議会をやるということに対して、私は事務局のほうから相談を受けて、そういう方法がやはりベターではないかということできょうの協議会、そして22日の全員協議会、そういったような段取りをされたというふうに認識しておりますので、やはり町側も説明をしたい部分があると思いますので、そこはしっかりこの協議会で説明をしていただければというふうに考えております。

○委員長（西田祐子君） 皆さんのただいまの意見の中で、今回のバイオマス燃料化施設の運営方針案というのをこうやって説明したいというふうには、私は本日委員会に来るまでちょっとわからなかったものですから、前回の資料の説明だけかと受けておりましたので、この部分につきましては、当然22日に行われる全員協議会できちんと議論される内容だろうと私は理解して、そのように思っておりました。ですから、改めまして委員の皆様方に冒頭お伺いしましたけれども、これらにつきましては本日は説明を受けないで、今までの委員会のことについての最終的な町側のそういう姿勢を示していただきたいというふうな考えを示しまして、それについて特にご意見がなかったものですからそのような形でさせていただきたいというふうに思っておりました。それでそのように進めさせていただきましたが、本日はもう時間もたっておりますので、ただいまから10分まで休憩をさせていただきます。その中でもう少しこちらのほうで打ち合わせをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今西田委員長のご説明のとおりで、この後休憩に入りますけれども、私どもの考え方を、進行は私が口を出す話ではないですけれども、考え方ということでお話しさせていただきます。冒頭に説明のとおり、きょう 15 日、委員会協議会を開催させてもらいたい。それと 22 日、全員協議会の開催もお願いしています。なぜ、きょうと 22 日かということは、この案件は常任委員会の所管事務調査ということでずっときています。それで、その常任委員会の皆さんが他の常任委員会の委員さんと同じ立場で 22 日に初めて聞いたということにならないだろうということで、私どもは 15 日に委員会協議会という形で中身を説明させてもらいたいというような思いで 15 日と 22 日に分けました。

それと、今回お話ししたお話は今までの検証と、中間報告は課題の検証をさせてもらっています。それから、その後に常任委員会でこの施設の検証ということでも協議をさせてもらっています。そういうことを受けて、この資料は現状をまず押さえております。それと、今あるいは今後も検討しなければならない課題も押さえました。その上で今の燃料化施設を検証した結果ということで町の見解を述べさせてもらう。その上で、それでは今後こういう方法にしましょうということ、これでまとめさせてもらいました。

最初の話に戻りますけれども、こういうお話を常任委員会が今までやってきたので、委員会でやはり説明しましょうというような立場できょうはさせてもらいました。先ほどいわゆるこれのけじめという言葉がございましたけれども、こういう中で検証した上で町としてはこういう見解を持っているのだから、だからこういう方向転換をさせてもらいますというお話になりますので、そういう中ではどう考えたのかということが、どういう言葉で言うのかは別にして、やはり今までの検証結果は述べさせてもらうというふうに思っています。これがどういう言葉か、それはこの場ではどうのこうのではないです。そのことが、自分としてはやはり本会議だと思っています。委員会だとか、委員会協議会だとか、あるいは全員協議会だとか、これは公式の会議ではございますけれども、やはり町が見解を述べるということは本会議だと思っていますので、本会議の中でどういう形になるかわかりません。執行方針の形になるか、それとも、いわゆる代表質問とかそういう中でこういう問題が出ればその中で答えるのか。それはどの場面かは今明確には答えられませんけれども、いずれにしてもこの環境行政といいますか、ごみの行政ということに対しての考え方はやはり本会議の中で述べるというふうに思っております。そういうことを、余計なことを言いましたけれども、今休憩入りますけれども、このきょうの取り扱いについての前段として、きょうここに持ってきた私たちの考え方といいますか、それを述べさせてもらいました。余計な話かもしれませんが。

○委員長（西田祐子君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） 今わかりました。私はずっと気がかりなことがありました。これは委員会協議会で言うことではないと思うから、今まず休憩前に一言だけ言っておくけれども、私はこの次世代型グリーンビジネス推進に取り組むというのが、これは 17 年から始まりましたね。この 17 年から始まったときに、これは実施主体、白老町産業連携活性化検討委員会というのをつくって、白老清掃の丹羽道正さんが副会長です。会長が吉田隆一さんなのだけど、事務局長

が白老清掃の専務の竹内孝宏さん。これをつくった経緯は、萩原グリーンビジネス担当参事の話から言うと、これはこの白老のバイオマスをやるための製紙会社、それから白老の産業界、それからバイオマスのさまざまな資源、この調査や、一番知っているのは白老清掃なのだと。だから、これを主体にしてこのバイオマス政策事業をやっていくのだと。こうなってきたわけです。そして今日まで進んできました。

それから、白老清掃はこの事業に対して実証試験もしたし、物も運んだし、それから今も運んでいるし、これからも運んでいく。これが白老清掃ですね。私は一言言っておきたいと言って、それから、22日は言いたくないからきょう言うのだということは、私はこれだけ白老清掃がこのビジネスに絡んできて、今後も絡んでいく。そういう中で、私はこの白老清掃、白老清掃というよりも産業検討委員会、この責任があると私は思うのです。今までやったバイオマス事業の責任。この部分が、今までこの委員会にも議会にも一言も今まで語られていないのです。だけど、私はこのバイオマスに絡んで重要な責務があったと思っているのだけど、この休憩の後でいいですから、副町長としてどんな見解を持っているかきちんと整理して私に答えてほしい。こういうことで今休憩前に話をしました。答えてください。これが今の私の要望です。

○委員長（西田祐子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前10時22分

○委員長（西田祐子君） 休憩を閉じて委員会協議会を再開いたします。

まず冒頭に、先ほど松田委員からの質問に対して、白崎副町長からご意見がございましたらお願いしたいと思います。なければ、先ほどから委員のほうから出ておりますバイオマス燃料化施設の運営方針案について説明を受けたいと思います。説明を受けた後、細かいことにつきましては22日に全員協議会がございますので、そのとき委員の皆さんから細かいことについての説明、さらにもし意見などがございましたら別の機会に、本日はなく別なときをお願いしたいと思っております。委員の皆さんそれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、白崎副町長お願いいたします。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどご質問がありましたけれども、その前のグリーンビジネス、それと産業検討委員会というお話がありましたが、その中での役割の見解といたしますか、そこら辺のお話ございましたが、今公式にコメントするほど自分の知識もありませんし、手元にそういう資料も整えておりませんので、今のご質問についてはこの場では控えさせてもらいたいというか、次回といいますか、その次のタイミングに私どもの考え方が整理された時点でご説明する機会があればさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○委員長（西田祐子君） わかりました。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） それでは、西田委員長のほうからお話ございました、今後の進め

方、きょうお示ししました運営方針ということで、先ほどこういう形ですというようなお話をさせてもらいました。そこと重複しますが、再度きょうの協議会開催に当たってのこちら側の主旨ということを説明させていただきます。

重複しますが、私ども今まで中間報告もさせていただいて、それから、所管の常任委員会のほうでこの事業に対する検証と申しますか、そういう形でもきていました。また、委員会としても昨年の9月も含めて報告を受けております。そういう中でこの事業がどうあるべきなのかというようなことを検証してきました。22日に全員協議会で総括の説明をさせていただきますが、その前段として所管をしている委員会のほうにおおむねこういう考えだということの説明をさせていただいて、きょうお願いいたしました。

きょうお配りした資料は、今までも言っている部分が重複するところがあります。前段は、いわゆるこういう目的でやったのだということと、施設の現状がこうなのだというところは今までも所管の中でご説明していますし、各委員さんも押さえているというふうに思います。なおかつ3番目のほうには現状と、今後発生するであろう課題、こういう課題も今もって問題点として押さえていますということで、それを踏まえて現状からしての燃料化施設の検証ということで結果を述べさせてもらっております。ここに文案として出している以外にも私どもも補足説明の中で、この事業が今どのような状況なのか、今後その検証としてこういうような考えを持っているのだということは、改めてまたこの補足という形で説明もさせていただきますし、先ほど言葉が適切かどうかわかりませんが、一つのけじめと申しますか、その考え方を述べさせてもらおうと。そういうことを踏まえて今後どういうふうな運営をしていくかというのを5番目に記載させていただきました。こういうことを今押さえておりますので、私どもも中間報告で述べさせてもらいましたが、今後の方針を整理する中では所管の委員会の委員の皆さんのご意見、そして全員協議会を開いた中での全議員さんからのご意見を踏まえて最終的に方針を決定していきたいというふうに思っています。ですから、きょうは案ということで、その方針の考え方を説明してご意見を伺いたいというふうに思って開催をお願いしたということでございます。重複しましたが、これからきょうお示ししました運営方針の案と、それから、資料として試算をしている数値的なことを担当のほうから説明させていただきます。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、私のほうから、きょう配付させていただきましたバイオマス燃料化施設の運営方針（案）というものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

1、はじめにという言葉は、冒頭で白崎副町長がお話しされたとおりの内容をまとめたものでございまして、検討委員会の報告が2月5日にありました。それらの報告内容を含めて、それらの提言ということで現在の町財政の状況等を踏まえた中で、今後の燃料化施設の運営の考え方についてまとめさせていただいたということでございます。

2、燃料化施設の現状でございますが、簡単にご説明させていただきます。まず、（1）、ごみの受入量につきましては、平成23、24と家庭ごみで約3,500トン、事業系ごみでも約2,300

トンということで、約 6,500 トン弱ということで大きくごみの受入量の変化はございません。

3 ページになります。(2)、固形燃料の生産につきましては、平成 23 年度に 6,100 トンの生産量となっており、平成 24 年度についてはおよそ 5,700 トンになる見込みということになっております。これにつきましては、24 年度の計画として 7,000 トンの生産を予定してございましたが、乾燥施設の火災、それから、成型ラインの故障等によって運転できない期間等がありましたので、燃料の計画生産量に満たない状況になっているということでございます。

次に、(3) 運営経費の決算額でございますが、そこに記載のとおり、平成 23 年度、24 年度ということで所要の一般財源額もふえてきている状況でございます。

次に、(4)、過去 3 年間の運転状況としまして、当初生産計画と生産実績を比較した表を載せてございます。どちらかというと売払収入額も含めた形で載せてございますので、それぞれそのような形、記載のと通りの生産状況になってございます。

また、(5) で当初からの生産体制がうまくいかなかったことよっての余剰生成物の発生量の状況でございますが、そこに記載のとおり、今年度 24 年度については先ほどご説明した火災等の影響等により 250 トンの余剰生成物が発生するという見込みを含めて、余剰生成物の発生量は約 4,350 トンになると見込んでございます。

4 ページになりますが、これまで議会の所管事務調査等でもいろいろ議論してまいりましたが、その中で今後それらの議論した内容等を踏まえた中で、これから施設の安定稼働に向けて取り組んでいかなければならない課題を大きく 4 点ほどまとめてございます。(1)、ごみ質の変化への対応ということで、基本、塩素対策の対応をそこでまとめてございます。(2)、施設整備の消耗・老朽化等への対応、(3)、運営経費増大への対応、(4)、余剰生成物への対応、大きくはこの 4 点ということでございます。

(1)、ごみ質の変化への対応については、基本的には塩素対策として機能改善や副資材の配合など、これまで低減対策を進めてきてはいたしましたが、なかなか思うようにならないということも含めて、検討委員会の報告にもあったとおりさらに塩素対策として塩素を含むごみの排除など、ごみの分別見直しが必要となってきているという課題があります。

(2)、施設整備の消耗・老朽化等への対応ということで、現在 24 時間体制で年間約 6,500 トンのごみを処理しています。稼働後約 4 年が経過しておりまして、当然機器類の消耗等も激しく、今後整備に要する費用も増大していくこととなります。こういった中で計画的な機器類の整備と徹底した維持管理、こういったものを行って、施設設備の延命化を図る必要があるということでございます。

(3)、運営経費増大への対応ということで、運営に係る経費も年々増加している状況にあります。こういった中で町財政も大変厳しい状況になっているということからいっても、今後処理量の見直しや、効果的・効率的な処理体制の整備の必要が出てきますということです。これが課題としてあります。

それから、(4) として、先ほども実績の中でご説明した余剰生成物、今環境衛生センターのほうに保管してございますが、約 4,000 トンの処理方法の検討が必要になるというのを 4 点

大きく課題として捉えてございます。これら課題がある中で、これまで議会ともいろいろ議論してまいりました。それから、燃料化施設の検証ということで中間報告もさせていただいた中で、基本的に検証結果ということでまとめさせていただいているのが4番目でございます。その結果ということになります。もろもろこれまでの問題等の解決に向けて努力しておりますが、基本事業の当初計画が進まない。燃料化施設の運営費の増大を招いていると捉えてございます。このことから、燃料化事業の検証を行ってきたということの中で、本来事業の理念といいますか、そういった中で二酸化炭素の削減や、リサイクル率の向上、埋立施設の延命などについては効果があるものというふうに考えてございますが、ごみ処理経費の削減には全く至っていないというようなことから、今後コスト削減を行い施設の安定稼働を目指していくということを評価した場合に、当然当初事業計画目標の達成は見込めないという形で町は判断して、現在でございます。

そこを踏まえた中で、5以下で今後の運営方針を進めていきたいということにしてございます。5、今後の燃料化施設の基本的な運営方針ということで、(1)、燃料化施設の今後のあり方ということでまとめてございます。考え方は、全文読みませんが、この事業は本来の目的である環境政策に大きく寄与する事業であるということに変わりないということでございます。また、本事業を実施することによる人の雇用、エネルギー、物品等の町内調達など、町内の経済にもたらす効果も多大にあるということがあります。しかしながら、現実には燃料化施設の経費の増大というような大きな課題があるということで、それらの課題をやはり解決していくために検討委員会を設けて検討してきたという中で、改善方策についてはそれらを踏まえて今後エネルギーコストの削減や、燃料化施設の処理体制、こういったものを縮小して、今後も継続していくという考え方になってございます。計画縮小や分別の見直しによって当然燃料化施設で処理できないごみが発生しますが、これらについては登別市と現在行っております広域処理を拡大していくという考え方で今後進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

(2)から、それぞれ運営体制や整備に関する基本的な考え方ということでまとめてございます。1)、分別・処理工程の改善ということで、ここについては検討委員会での改善方法を主体として改善を行っていくということにしてございます。その中で、燃料化施設で処理をしている燃やせるごみを分別、これは塩素濃度の高いごみの分別などを行うことによって、現在行っている処理工程、水処理等もろもろ含めて改善を図っていくことによって、コスト削減を図っていきますということでございます。改善内容については、基本、現行の燃やせるごみを生ごみとその他燃やせるごみに分別して高温高圧処理を行った後、現在両方洗浄を行ってございますが、生ごみのみの洗浄脱水を行い、効果の低いその他燃やせるごみはそのまま固形燃料化していくという改善内容でございます。塩素濃度の高いごみの分別による除去や副資材として利用できるプラスチックの分別を行っていくということです。こういった改善を行い、コスト削減を図っていききたい。これらの改善内容については、検討委員会でも全て実証を行って、そのとおりにできるかどうかということについては委員会の報告の中でもありましたが、その辺は確認をしながら行っていく必要があるということを踏まえた中で、②で改善効果の確認

ということでモデル地区によるごみの分別を実施して、実証試験を行いながらその効果を確認して変更していきたいというふうに考えているところであります。

6 ページ、2)、燃料化施設・設備の整備ということで、ここにつきましては、施設・設備がかなり消耗して機器整備に係る費用も増大してくるということに現状なってきたでございます。ここにつきましては、24 時間から 16 時間体制等の縮小を図りながら効率的、効果的な整備を行っていくと。それによって今後係る費用の増大に対応していくという考え方でございます。

3)、運営体制につきましては、運営経費の増大となっている縮減を図るため、現在の運営業務体制を見直していくということでございます。これにつきましては、先ほど燃料化施設の設備のところでもお話をしたとおり、24 時間体制から 16 時間体制等に変更した業務体制で行っていくと。また、よりコスト削減等の効果を見出すため、責任分担を明確化した長期包括委託の導入も併せて検討していくということでございます。ここはどういうことかと言いますと、現在、地方自治法に基づく業務委託の範囲内で実際に委託業務が遂行されてございます。これを長期的ということになりますので、3 年、5 年といった長期の契約を結び、責任分担を明確にして進めることによってその効果を見出していくということです。一番わかりやすいのは、基本的にはどういうことかと言いますと、P F I の手法に基づく考え方が盛り込まれた委託内容になるということでございます。現在の委託体制ですと運営主体はあくまでも町ということになりますが、この長期包括委託を導入することによって委託の主体は受託者になるということの中で責任分担も明確化しながら、その責任も当然受託者に出てくるということになります。こういう長期包括委託を結ぶことによって、受託者にある程度の自由裁量が出てきますので、一定の委託金額の中で、例えば燃料の削減に努めるとかそういうことをしていくことによって受託者の利益が上がるということで、コスト削減につながるということになります。当然、それ以後委託を見直す際に町のほうにも当然効果をもたらしていくといういい結果が考えられるのではないかとということで、そういった委託の方法も検討していくこととさせていただきます。

また、余剰生成物の処理につきましては、大変難しい問題でございますが、これについては新たな利用先、こういったものの開拓はこれまでも説明してきてございます。そのほかに微生物分解等による減容化を図り埋立処理する方法など、そういった有効な手段の検討も進めて、対応していきたいということでございます。

これらの考え方の中で、スケジュール等でございますが、これにつきましては、24 時間から 16 時間等への新たな処理体制の移行時期については、おおむね平成 25 年 10 月を目標に考えてございます。分別方法等の時期につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり分別効果、こういったものを確認した上で住民に協力を正式に求めていくという考え方から、適時に、確認ができたごとに変更させていただきたいということで考えてございます。

以上、今後の燃料化施設の運営に対しての考え方をご説明させていただいたような形でまとめさせていただいてございます。なお、添付の資料につきましては先ほど竹田生活環境課長からご説明させていただきましたので、その説明は省略させていただきます。

これで説明を終わらせていただきます。

○委員長（西田祐子君） ありがとうございます。

今の説明でわからなかったことが特にございましたらお受けいたしますけれども。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。5ページの改善内容があります。私はここが一番大切な部分で、町民とのかかわりも一番多い部分だと思うのですが、一つは、生ごみとその他のごみに分別すると。もう一つは、塩素濃度の高いごみの分別をやっていただくと。こういうことなのだけれども、ここは具体的にはどれぐらいまで煮詰まっていますか。裏づけを含めて。

○委員長（西田祐子君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 分別の件でございますけれども、改善計画検討委員会の中でも出てきていますけれども、検討委員会の中では2つの町内会にお願いをしまして、14日間ごみを集めて検査しています。データがそこしかありませんので、今度はもっと拡大していきたいと。例えば萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜とか、各地区のごみをテストしていきたいということなので、実際には3月の末ぐらいから地区を決めたり説明したりして、ずっと引き続きやっていきたいという考え方を持っています。ですから、少なくとも月ぐらいまでは、このぐらいはかかるというふうに現在考えています。そういった中で、手法としては検討委員会の中で、報告書の中にある、生ごみと燃料ごみ、不適なごみ、その他のごみ、このような前回と同じようなやり方で、各地でやっていきたいというふうに現在考えております。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 今の件で、若干私のほうから補足させていただきますが、検討委員会の中での検証は、実際モデル地区で行っておりますが、2町内会のみということで、ごみも全体を調査した内容というのは少量であるということです。ですから、これを拡大していったときに本当に検討委員会で試算したとおりの結果になるのだろうかということの確認は十分町のほうも取らなければいけないということの認識に立って、実証結果を確認して最終的にはお願いするという形を取らせていただくということで考えてございます。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。深くは言いませんから。基本的に言えば、例えば生ごみは事業系の生ごみ以外の物はある意味、アパートの人もいるけど、減らそうと思ったらこれはゼロにすることができるのですね。住民の側から言ったら、ゼロにはならないかもしれないけど。そういうことに対する啓蒙と、これがプラスにならなかつたらだめだということ。

それから、検討項目の中で4分類になっているのだけど、不適なごみの中にラップが入るといっていいのかどうか。例えばラップはものすごく塩素濃度が高いでしょう。だけどゴムは何も高くないのです。ゴムは全然高くない。塩素濃度は高くないのだけど、機械に対して悪さをするということですね。だから、ここら辺。4分類で相当効果が上げられるという、こちらを見た範囲では、何度も見たのだけれども、本当にそこが徹底して、これが成功するかどうかということまで言及されているようにちょっと思えないのだけど、そこら辺はどうですか。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 大淵委員がおっしゃるとおり、そこは十分確認する必要性があるということで我々も考えてございます。まず、ゴム類とラップ、これははっきり、ゴム類は影響がない。ただ、施設としては不適ということですから、生成物にならないということですから、そういったものは排除したほうが良いという判断があるということです。

また、分別をしていただくのに合わせて収集形態も変更しなければならないということで、どういう収集形態にしてより費用がかからないように集めたり除いたりするかということは、まだ少し知恵を出しながらやらなければいけないところがありますので、それである程度これらを確認しながら一定の期間をいただいた中で移行していきたいという考え方になっているということです。

○委員長（西田祐子君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） 確認だけしておきたいのですが、このごみ処理を始めるときの4つの効果ですね。4つの効果というのは、二酸化炭素の削減、リサイクル率の向上、最終処分場の延命、ごみ処理経費の削減でしたね。今回これは、きょうの説明では財政の効果というのはここにないですね。この燃料化施設の検証結果とここにあるのだけど、これは、検証してまいりましたがと行って、削減効果というのが、財政効果というのが消えているのです。これは3つですね。これをどうして外したのかということ。ここは外すのでしょうか。財政効果ないから。ということなのかということ。

それから、登別市との広域処理を拡大しますと、はっきりここに書いていますね。拡大するのはいいのだけど、これは我々が今まで検証してきた、行政に言ってきたことは少なくとも経費が拡大しているから、広域処理の経費は1億7,200万円だったのです。建設費を抜いてです。それが4,450万円になるのだと説明していたのです。ですから8億1,000万円の効果があるのだと。こう言っていたのですが、今ちょっとした説明を聞いているだけで、今度は登別市のごみ処理効果が4,000万円ぐらいふえるのですね。今ざっと聞いていて。これでは、我々が今まで言ってきたことというのは何だったのか。

それから、この検討委員会が言ったとおりに今説明していますね。こんなばかげた話が得るのかと。これはやはりきちんと、きょうこの場で言ってもしようがないのだけど、登別の広域を拡大しますとはっきり書いている。

今言った2つについて、まず基本的にどのような考えなのかお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 松田委員からのご質問で、財政効果の面でございます。この考え方は、基本的に当初計画の検証を行った結果、まず一つは町の判断として当初計画の見込みはもう立たないということです。当然、これからそこを踏まえた上で継続的に事業を進めていくという考え方の中からは、応分の財政負担は伴いますという考え方の中で、町の現在の財政状況を踏まえた上で運転していくという考え方になっているということでございます。

登別市の広域処理の拡大というのは、基本的に運転体制を変更することによって、今24時間12バッチで24トンの処理を6バッチの12トンに変更をしていきますと。それによって当然処

理できるごみの量が減る。では、処理できない部分についてはどういうふうに処理するのかということでもあります。焼却施設をつくって処理するのか、もろもろを考えた場合、登別さんに広域で現在も不燃ごみ等はやっていただいていますので、登別市の焼却施設にも基本的にはある程度の余裕があるということの中でいけば、その処理の拡大を進めていって行くほうがより経済的だろうという判断の中から、その分については登別市で広域処理をしていくという考え方で示させていただいているということでございます。

○委員長（西田祐子君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） 私は、協議会なので言ってもどうにもならない、意味がないと思っているのだけど。しかし、登別と広域処理をするのも一つの方法かもしれません。検討委員会が考えて考えて考え抜いた一つの案ですから。だけれども、先ほど言った、少なくとも委員会としては前広域処理費 1 億 7,200 万円、これ以下になるような処理方法を考えていただきたい。再三の要望だし、少なくともそういう経費を削減するための検討委員会だと私はそう理解しているのです。だけど、経費はどうでもいいけれども、塩素濃度の高いものはあちらへ持っていけばいいのだと。だから問題は、ちょっと長くなるけれども、萩原グリーンビジネス担当参事は 2 分別でいいと言ってこの事業を始めたのです。函館と富良野は 10 分裂しているのだけど。白老は 2 分別でいいのだと。それから、多少靴底か何かに再利用すればほとんどゼロなのだ始めて、今になってみたら今度は登別市と拡大する。登別市は喜んで受け入れます。これから施設の炉の改良や何かの負担を白老に応分の負担を求めてくるわけですから。ものすごい負担になります。そういうことを含めたやはり行政のものの考え方に立たないと私は納得できないのです。そういう説明がきちんとないと。ここで言ってもしようがないのだけど、先ほども言っているけど。このことだけはきちんとこれから私は追求していきます。はっきり言って、こんなことになりません。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 松田委員のお話の中で、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが、基本的な考え方の中で、広域処理で行っていた場合と同じような経費で運営できるようにという最大限の努力、検討はさせていただいております。検討委員会もそういった経費にできることを目標に実は検討をしていただいていたということがございます。ただ、25 年からの施設の運営経費について予算編成の段階で見積りを徴収したときに、基本的にはそういった金額以上の費用がかかるということの提示を受けた中で、町は当然今でも大変なものがそれ以上の要求にこたえていくことは難しいという判断の中で、それらをいかに縮減しながらやるかということで最終的に結論を出させていただいたのが、まず 24 時間運転から 16 時間運転等に変更して経費を縮減、施設等の延命化をさせていただいて増加するコストを押さえていくというところに主眼をおいて全力を挙げて検討した結果をまとめさせていただいたということでございます。それらの背景があるということでございます。

○委員長（西田祐子君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 最後に確認といえますか、きょうの運営方針等の資料を提出いたし

ましたけれども、説明をしている間、あるいはご質問を受けている部分、そういうこともあつてもう少し加筆したほうがいい、あるいは説明をもう少し加えたほうがいいという部分もありましたので、そっくりそのまま22日ということではなくて、若干修正をして資料として22日提案させたいと思っていますので、そこはご了承願いたいと思います。

○委員長（西田祐子君） わかりました。それでは、22日の全員協議会の席で改めて資料をいただくということで、そのときにまた新しい方針について説明をいただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） それでは、以上で建設厚生常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 0時04分）